

佐倉市告示第九十八号

本市内の字の区域及び名称を別紙のとおり変更する旨、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第二項の規定により告示する。

なお、この告示は、平成十七年三月三十日から効力を生ずる。

平成十七年三月二十九日

佐倉市長 渡貫博 孝

別紙

変更調書

新		旧		地番
大字	字	大字	字	
飯野	辺田	飯野	谷津	1359、1361~1364の地先の 水路である国有地の一部

備考 上記の土地の表示は、平成16年8月6日現在の土地登記簿謄本によるものである。

佐倉市告示第二百十八号

字の区域及び名称を変更する告示を訂正する告示

字の区域及び名称を変更する旨の告示（平成十七年三月二十九日告示第九十八号）の記載に誤りがあったので、次のように訂正する。

誤 国有地

正 公有地

平成十七年六月十三日

佐倉市長 渡貫博 孝